

医療機関・薬局に行かれる際には

マイナ保険証

マイナ保険証 = 健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード

★マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書でこれまで通り受診できます



1. データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診等の情報提供に同意すると、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。またお薬の飲み合わせや分量を調整することもできます。

2. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

医療機関等で医療費が高額になった際、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える支払いが免除されます。ただし、納期限を過ぎても納付していない国民健康保険税がある場合にはご利用できません。

3. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、医療費の領収証を保管・提出する必要がありません。マイナポータルとe-Taxを連携することで、データを自動入力できます。

4. 健康保険証としてずっと使える

就職・転職・転居をしても、マイナ保険証をずっと使うことができます。ただし、国民健康保険の加入・脱退手続きは、従来通り必要です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

準備

- ①マイナンバーカードをお持ちでない方はここから
(マイナンバーカードを申請・作成する)
 - ・パソコン・スマートフォンからオンラインで申請する
 - ・郵便で申請する
 - ・まちなかの証明写真機から申請する
- ②マイナンバーカードを持っているが健康保険証利用登録をしていない方はここから
(マイナンバーカードを健康保険証として登録する)
 - ・医療機関・薬局の受付のカードリーダーで行う
 - ・パソコン・スマートフォンを使いマイナポータルから行う
 - ・セブン銀行ATMから行う
 - ・市役所または各支所で行う



オンライン申請



マイナポータル

利用

- 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする
- ①顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
 - ②顔認証または暗証番号のいずれかで本人確認を行う
 - ③各種情報提供の同意選択をする

読み取る機械がない場合や読み取る機械が壊れている場合は、マイナンバーカードと資格情報のお知らせをあわせて窓口にご提示ください。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付

新しい

資格情報のお知らせ

資格確認書

をお送りします

令和6年12月2日にマイナンバーカードと保険証が一体化されたことに伴い、紙の保険証は発行されなくなりました。令和7年度の更新から、保険証利用登録がされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」)の有無により「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のいずれかを交付します。

マイナ保険証をお持ちの方

資格情報のお知らせ(A4サイズ)



右下部分を切り離し、マイナンバーカードとあわせて携行してください。

■医療機関の受診について

基本的に、マイナ保険証のみで受診が可能です。機械の不具合等によりマイナ保険証が利用できない場合、資格情報のお知らせをあわせて提示してください。※資格情報のお知らせのみでの受診はできません。

■有効期限について

令和8年7月31日までに75歳になる方	75歳の誕生日の前日
令和7年8月1日時点で70歳以上の方	令和8年7月31日
上記以外の方	有効期限なし

70歳未満の方は有効期限がないため、毎年の更新はありません。国民健康保険に継続して加入していて、記載内容に変更がない限りはそのままお使いいただけます。70歳以上の負担割合が記載される方は毎年8月に更新されます。

- ・資格情報のお知らせや資格確認書を受け取ったら、氏名・生年月日・住所などの記載内容に誤りがないかを確認してください。記載内容に誤り等があるときは、自分で訂正せず、保険年金課資格賦課担当までご連絡ください。
- ・有効期限が過ぎた保険証や資格確認書は無効になります。有効期限の過ぎたものは、ご自分で破棄していただくか、市役所保険年金課または支所市民福祉課または各市民サービスセンターで回収しておりますので、お持ちください。

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書(カードサイズ)

<<70歳未満の方>>



<<70歳から74歳の方>>



■医療機関の受診について

資格確認書のみで受診が可能です。

■有効期限について

令和8年7月31日までに75歳になる方	75歳の誕生日の前日
令和8年7月1日までに70歳になる方	70歳の誕生日の月末(1日生まれは前月末)
外国籍の方で在留期間満了日が令和7年7月29日以前の方	在留期間満了日の翌日
上記以外の方	令和8年7月31日

毎年8月に更新されます。

Q&A

Q マイナ保険証の利用登録をしているか どこで確認できますか。

A ご自身でお持ちのパソコンやスマートフォンから、マイナポータルにログインしご確認ください。難しい場合は、市役所保険年金課または支所市民福祉課で支援を行っています。



マイナポータル

Q マイナ保険証で受診するときに、他に持参する ものはありますか。

A マイナ保険証のみで原則受診可能です。ただし、以下の証をお持ちの方は、マイナ保険証とあわせてご持参ください。



限度額適用認定証 (白色・はがきサイズ)

限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は原則不要です。ただし、長期入院該当により食事代が減額になる場合や、国民健康保険税の滞納がある場合は、市役所保険年金課または支所市民福祉課において認定証の交付申請が必要です。



特定疾病療養受療証 (黄色・はがきサイズ)

市役所保険年金課または支所市民福祉課で事前に申請し認定を受けた方であれば、持参は不要です。



福祉医療費受給資格者証 (ピンク色・はがきサイズ)

持参が必要です。



高齢者医療費受給資格者証 (緑色・はがきサイズ)

持参が必要です。

Q マイナ保険証で受付すると、医療機関にどんな 情報が提供されますか。

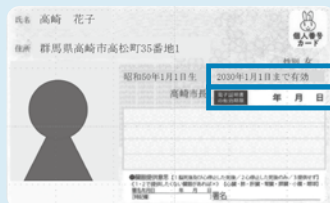
A 情報提供に同意していただくと、資格情報や薬剤情報等の過去に処方されたお薬や特定健診等の情報が医療機関に提供され、データに基づくよりよい医療を受けられたり、窓口の自己負担額が限度額以上にならないようになります。各項目に同意しない場合、医療機関に過去に処方されたお薬や特定健診等の情報が提供されませんが、口頭で共有することで、従来と同様の保険診療を受けることができます。また、窓口の自己負担額が高額になる場合は、限度額適用認定証の提示が必要となります。

Q マイナ保険証の利用登録がしてあれば、国民健康 保険の加入・脱退の手続きは不要ですか。

A 国民健康保険の加入・脱退の手続きは引き続き必要です。届出いただいた内容がマイナ保険証に反映されるため、必ずお手続きをお願いします。

Q マイナ保険証は更新が必要ですか。

A 5年に1度マイナンバーカードの更新が必要です。マイナンバーカードには有効期限があり、発効日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発効日から5回目の誕生日までに設定されています。有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。更新手続きをしなかった場合、有効期限から1～2ヶ月後に資格確認書が送付されます。



マイナンバーカードの
表面に2つの有効期限の
記載があります。

上:マイナンバーカード本体
下:電子証明書

Q マイナ保険証を紛失した・盗難された場合は どうすればよいですか。

A マイナ保険証を紛失した場合は、フリーダイヤル(0120-95-0178)でカードの一時利用停止を申請してください。受付は24時間365日です。マイナ保険証のICチップには医療情報や年金等の情報は記録されていませんので、カードの券面に記載されている事項以外の情報を引き出すことはできない仕組みとなっています。医療機関等への受診については、市役所保険年金課、支所市民福祉課、または市民サービスセンターで手続きすることで、資格確認書が交付されます。

Q 私はマイナ保険証を持っていますが、 資格確認書はもらえませんか。

A マイナ保険証をお持ちの方で、マイナ保険証での受診が困難な事情がある場合(要介護認定を受けている高齢者や障害者手帳の交付を受けている人等)は、申請により資格確認書の交付を受けることができます。ご希望の方は市役所保険年金課、支所市民福祉課、または市民サービスセンターへご来庁ください。「念のために」といった理由で資格確認書を交付することはできません。マイナ保険証を利用する意向がない方は、利用登録を解除してください。

Q マイナ保険証の利用登録は解除できますか。

A 保険証利用登録をした方で、マイナ保険証を利用する意向がない場合、保険証利用登録を解除することができます。ご希望の方は、市役所保険年金課または支所市民福祉課へご来庁ください。なお、利用登録解除後に再度利用登録を行うことができます。

Q 資格確認書を紛失した・盗難された場合は どうすればよいですか。

A 紛失した・盗難された場合には、カードを拾得した者に「なりすまし受診(詐欺)」等の犯罪に利用される恐れがありますので、すみやかに警察へ届けるようお願いします。医療機関等への受診については、市役所保険年金課、支所市民福祉課、または市民サービスセンターで手続きすることで、資格確認書が再交付されます。

国民健康保険税を滞納すると…

国民健康保険税を滞納すると、医療費がいったん全額自己負担になる特別療養費の対象となります。

1. 納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収する場合があります。
2. 納期限から1年間を過ぎると、特別療養費の支給に変更する旨の通知と特別療養費の対象者である旨が記載された資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。医療機関にかかるときは医療費をいったん全額自己負担することになります。ただし、高校生世代以下の子には通常の資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。
3. 後日申請をすれば、保険給付分が払い戻されますが、国保税の滞納が続いていると、払い戻される金額を滞納額に充てることがあります。

※滞納されている方は、必ず下記●納税課にてご相談ください。ご相談がなく滞納されたまましていると、財産の差押えなどの処分を受ける場合があります。

※病気や災害その他特別な事情で国保税の納付が困難な場合、または公費負担医療に関する給付や原爆一般疾病医療費の支給を受けることができることとなった場合には、下記◆保険年金課資格賦課担当(1階9番窓口)または◇各支所保険年金担当へご相談ください。

他の健康保険に加入したら、国民健康保険の脱退の手続きを忘れずに

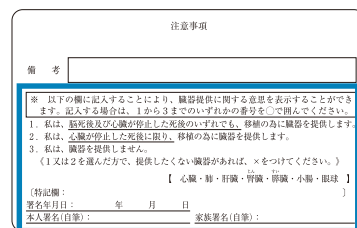
他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退するための届出が必要です。脱退の届出をしないと、保険税(料)を二重に請求されてしまいます。他の健康保険に加入した日の翌日から14日以内に届出をしてください。手続きについては、保険年金課資格賦課担当(9番窓口)、または各支所保険年金担当へお問い合わせください。

臓器提供に関する意思表示欄について

マイナンバーカード



資格確認書(裏面)



資格確認書をお持ちの方で、意思表示した内容について他人に知られたくないという人は、意思表示欄保護シールを上から貼り付けて使用することができます。

意思表示欄保護シールは市役所保険年金課資格賦課担当、各支所保険年金担当または各市民サービスセンターで希望者に配布いたします。

記入に あたっての 注意事項

- 1 臓器提供意思表示欄の記入は任意です。記入を義務づけるものではありません。
- 2 臓器提供意思表示欄に記入したこと、またはしなかったことで、受けられる医療の内容に違いはありません。
- 3 臓器提供意思表示欄の記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、臓器を提供する旨の意思表示は、15歳以上の方が記入した場合に限り有効です。なお、臓器を提供しない旨の意思表示は、年齢に関わらず有効となります。
- 4 臓器提供意思表示欄を記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することができます。その場合は、二重線で消してから、あらためて変更後の意思を記入してください。

※記入方法等の詳細については、保険年金課資格賦課担当(9番窓口)、各支所保険年金担当または各市民サービスセンターで配布しているリーフレットをお読みください。

国民健康保険についてのお問い合わせ先

高崎市役所

◆保険年金課

国保担当(1階8番窓口) …………… 027-321-1236(直通)
[医療費、高額医療費、負担割合など]

資格賦課担当(1階9番窓口) …………… 027-321-1235(直通)
[国保の加入・脱退、国保税の計算方法など]

医療給付担当(1階10番窓口) …………… 027-321-1237(直通)
[福祉医療、高齢者(68・69歳)医療、後期高齢者医療制度など]

●納税課 …………… 027-321-1223～1226(直通)
[国保税の納付、納付相談など]

各支所の保険年金担当でも受付できますのでご利用ください。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ◇倉渕支所…市民福祉課 保険年金担当 ……027-378-4526(直通) | ◇新町支所…市民福祉課 保険年金担当 ……0274-42-1237(直通) |
| ◇箕郷支所…市民福祉課 保険年金担当 ……027-371-9054(直通) | ◇榛名支所…市民福祉課 保険年金担当 ……027-374-5116(直通) |
| ◇群馬支所…市民福祉課 保険年金担当 ……027-373-2368(直通) | ◇吉井支所…市民福祉課 保険年金担当 ……027-387-3132(直通) |

